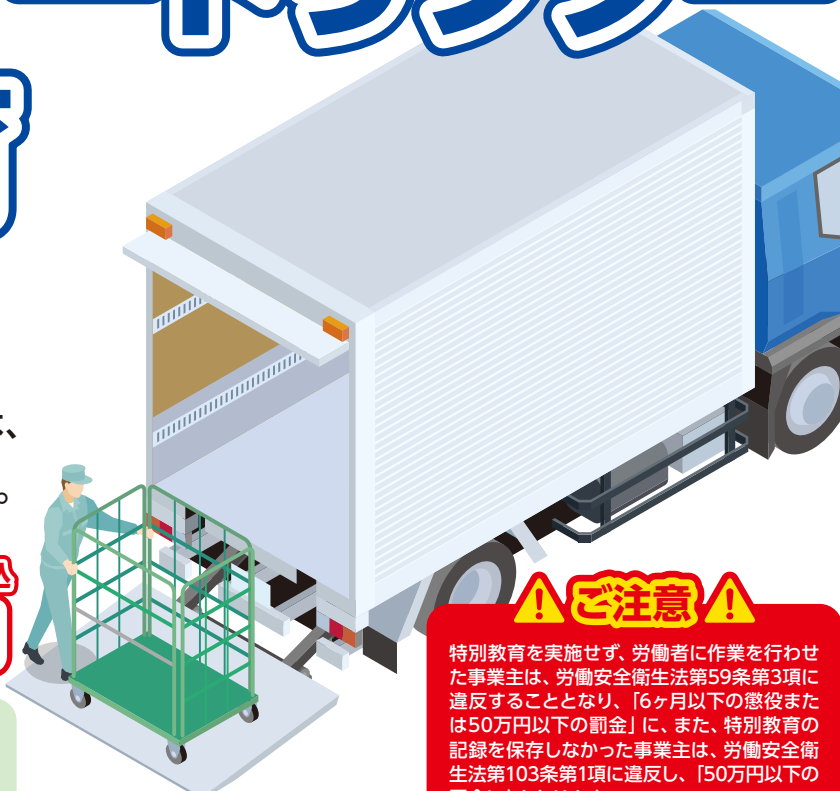


テールゲートリフター 特別教育

令和6年2月1日より、
貨物自動車に設置されている
テールゲートリフターの操作を行うには、
特別教育の受講が必須となります。



受講
料金

16,000円 税込



特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の罰金に」となります。

持ち物

- 運転免許証 ●筆記用具
- 写真(縦3cm×横2.4cm) ●手袋(軍手可)
- 実技のできる服装及び靴 ●ヘルメット

| 科目 | 内容 | 時間 |
|--|---|--------------|
|  テールゲートリフターに関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ●テールゲートリフターの種類・構造 ●テールゲートリフターの取扱い方法 ●テールゲートリフターの点検及び整備の方法 | 1.5時間 |
|  テールゲートリフターによる作業に関する知識 | <ul style="list-style-type: none"> ●テールゲートリフターの荷及び台車の種類と取扱いの方法 ●テールゲートリフター使用時の労働災害の特徴 | 2時間 |
|  関係法令 | <ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法、衛生規則中の関係法令 | 0.5時間 |
|  テールゲートリフターの操作方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●保護具の着用 ●作業開始前点検 ●テールゲートリフターの操作方法 | 2時間 |

※経験・未経験問わず、実技は2時間とさせていただきます。

講習日程

長岡

9月29日(金)・10月18日(水)

上越

10月23日(月)

魚沼

11月17日(金)

詳しい開催日程につきましては、HPをご確認ください。安全講習センター / <http://www.cds625.com/ctsec/>

お問い合わせはこちら (共通)

新潟労働局長登録教習機関

株式会社 **安全講習センター**

TEL 0258-22-2365

FAX: 0258-22-2337 URL: <http://www.cds625.com/ctsec/> MAIL: cds@cds625.com

中越自動車学校内

長岡センター

〒940-1139 新潟県長岡市高島町771番地

上越テクノスクール裏

上越センター

〒943-0171 新潟県上越市藤野新田吉野435-2

国道17号線 五日町パーキング向かい

魚沼センター

〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町1998